

2019年5月31日

株主各位

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
株式会社証券保管振替機構
取締役兼常務執行役 河野 秀喜

第18回定時株主総会招集御通知

拝啓 平素は、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、御出席くださいますよう御通知申し上げます。

なお、本定時株主総会に御出席願えない株主の皆様につきましては、書面をもって議決権を行使することができますので、御手数ながら後記の株主総会参考書類を御検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否を御表示いただき、2019年6月14日（金曜日）午後5時までに当社に到着するよう御返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2019年6月17日（月曜日）午後4時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
第二証券会館2階（当社会議室） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第18期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）に関する事業報告及び
計算書類報告の件
2. 第18期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）に関する連結計算書類
並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項
議案 | 取締役12名選任の件 |

以 上

〇当日御出席の際には、御手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に御提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人の資格は、定款の定めにより株主である会社等の取締役、理事、執行役若しくは使用人（1名）又は議決権を行使することができる他の株主1名に限られますので、代理人が御出席される場合には、代理権を証する書面（委任状（株主の届出印が押印されているもの）、委任する株主の議決権行使書）のほか、上記の地位のいずれかに該当することを示すもの（「議決権を行使することができる他の株主」である場合には、代理人御自身の議決権行使書）を会場受付に御提出ください。

なお、本通知の添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jasdec.com>）に掲載させていただきます。

〇本定時株主総会の決議事項に関する決議の結果は、書面による決議通知の御送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載いたしますので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役12名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	※ なかむらあきお 中村明雄 (1955年7月21日)	1978年4月 大蔵省（現財務省）入省 2010年7月 財務省理財局長 2011年8月 財務省退官 2011年10月 株式会社損保ジャパン総合研究所（現SOMPO未来研究所株式会社）理事長 2013年3月 弁護士登録 田辺総合法律事務所特別パートナー（非常勤）（現任） 2015年6月 東京センチュリーリース株式会社（現東京センチュリー株式会社）社外取締役（～2017年6月） 2016年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 常勤監査役（～2018年6月） 2018年6月 東京センチュリー株式会社社外取締役（現任） 2018年11月 当社特別顧問 2019年4月 当社代表執行役（現任） 株式会社ほふりクリアリング代表取締役（現任）	—
2	こうのひでき 河野秀喜 (1960年12月17日)	1983年4月 東京証券取引所（現株式会社東京証券取引所）入所 2006年6月 当社投資信託振替業務部長 2007年6月 株式会社東京証券取引所上場部長 2009年6月 株式会社東京証券取引所グループ人事部長 2012年6月 当社株式業務部長 2013年6月 同 総合企画部長 2014年6月 同 常務取締役 株式会社ほふりクリアリング常務取締役（現任） 2015年7月 当社常務執行役 2017年6月 当社取締役兼常務執行役（現任）	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 株式数 (株)
3	※ いっ しき とし ひろ 一 色 俊 宏 (1962年9月15日)	1985年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入 行 2010年4月 株式会社三井住友銀行目黒法人営業部長 2012年4月 同 本店上席調査役兼CF決済事業部長 株式会社三井住友フィナンシャルグループCF決 済事業部長 株式会社SMFGカード&クレジット本店上席調 査役 2013年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2015年4月 同 常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ総務部 部付部長 2017年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執 行役員 2019年4月 株式会社三井住友銀行専務執行役員（現任） 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執 行役員（現任）	—
4	いほり えい じ 庵 栄 治 (1959年4月17日)	1982年4月 三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株 式会社）入社 2008年6月 同 証券代行部役員付部長 2009年6月 同 リテール企画推進部役員付部長 2010年5月 米国三菱UFJ信託銀行会長兼社長 2011年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執 行役員（現任） 日本マスタートラスト信託銀行株式会社取締役 （現任） 2014年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社常務執行役員 2017年6月 同 専務執行役員（現任） 2018年6月 当社取締役（現任）	—
5	くぼた まさ かず 久保田 政 一 (1953年5月26日)	1976年4月 社団法人経済団体連合会（現一般社団法人日本経 済団体連合会）事務局入局 2000年4月 同 国際経済本部長 2002年5月 社団法人日本経済団体連合会国際経済本部長 2003年6月 同 総務本部長 2004年6月 同 経済本部長 2006年5月 同 常務理事 2008年6月 当社取締役（現任） 2009年5月 社団法人日本経済団体連合会専務理事 2012年3月 一般社団法人日本経済団体連合会専務理事 2014年6月 同 事務総長（現任）	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
6	※ たか くら とおる 高倉 透 (1962年3月10日)	1984年4月 住友信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)入社 2005年6月 同 高槻支店長 2006年6月 同 リテール企画推進部長 2009年5月 同 人事部長 2009年11月 同 統合推進部長 2010年6月 同 執行役員 2012年4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員 2017年4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社専務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員(現任) 2017年6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役代表執行役専務(現任)	—
7	ひら た こう いち 平田 公一 (1960年4月10日)	1983年4月 社団法人日本証券業協会(現日本証券業協会)入社 2004年7月 同 市場本部エクイティ市場部長 2006年7月 同 常務執行役 2008年6月 同 常務執行役 株式会社ジャスダック証券取引所社外取締役 2014年7月 日本証券業協会専務執行役(現任) 2015年7月 当社取締役(現任)	—
8	ふじ しろ ごう じ 藤城 豪二 (1965年1月5日)	2012年4月 株式会社みずほコーポレート銀行営業第十七部長 兼みずほ証券株式会社投資銀行グループコーポレートカバレッジ第7部長 2013年7月 株式会社みずほ銀行営業第十七部長兼みずほ証券株式会社投資銀行グループコーポレートカバレッジ第7部長(株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行が合併し、株式会社みずほ銀行として発足) 2014年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ秘書室長 株式会社みずほ銀行秘書室長 2015年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役員秘書室長 株式会社みずほ銀行執行役員秘書室長 2016年4月 同 常務執行役員営業部店担当役員 2018年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役常務(現任) 株式会社みずほ銀行常務執行役員(現任) 資産管理サービス信託銀行株式会社取締役(現任) 2018年6月 当社取締役(現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
9	ふたぎ さとし 二木 聡 (1964年5月11日)	1988年4月 東京証券取引所（現株式会社東京証券取引所）入所 2011年6月 株式会社東京証券取引所グループ経営企画部長 2013年1月 株式会社日本取引所グループ総合企画部長 2014年6月 株式会社東京証券取引所株式部長 2015年6月 株式会社日本取引所グループ執行役（現任） 2017年6月 当社取締役（現任） 株式会社日本証券クリアリング機構取締役（現任）	—
10	まえだ しげ ゆき 前田 重行 (1943年1月22日)	1980年4月 法政大学法学部教授 1993年4月 同 法学部長 1997年4月 筑波大学社会科学系教授 2004年4月 学習院大学大学院法務研究科（法科大学院）教授 2004年6月 当社取締役（現任） 2013年2月 弁護士登録（現任） 2013年3月 学習院大学大学院法務研究科（法科大学院）教授 退職	—
11	むらせ とも ゆき 村瀬 智之 (1963年9月29日)	1987年4月 大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）入社 2009年4月 株式会社大和総研第二システム本部副本部長兼グローバルサービス支援部長 2011年10月 同 基幹システム開発第三部長 2013年4月 同 基幹システム開発第三部長兼第二システム本部副本部長 2013年12月 株式会社大和総研ビジネス・イノベーションシステムインテグレーション第二本部長 2015年4月 大和証券株式会社参与 株式会社大和証券グループ本社参与 2016年4月 大和証券株式会社執行役員 株式会社大和証券グループ本社執行役員 2017年6月 当社取締役（現任） 2019年4月 大和証券株式会社常務執行役員（現任） 株式会社大和証券グループ本社常務執行役員（現任）	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
12	※ よしむら じゅん 吉村 潤 (1963年6月24日)	1987年4月 野村證券株式会社（現野村ホールディングス株式会社）入社 2001年7月 同 玉川支店長 2006年11月 同 横浜駅西口支店長 2009年12月 同 リテールITプロジェクト室長 2010年12月 同 経営役兼リテールITプロジェクト室長 2013年12月 野村ホールディングス株式会社参事IT統括担当 2016年4月 野村信託銀行株式会社執行役 2019年4月 野村ホールディングス株式会社シニア・マネージング・ディレクター C o - C I O 野村證券株式会社経営役 2019年5月 野村ホールディングス株式会社執行役員（現任） 野村證券株式会社執行役員（現任）	—

(注)1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. ※は新任候補者です。

3. 取締役候補者一色俊宏氏、庵栄治氏、久保田政一氏、高倉透氏、平田公一氏、藤城豪二氏、二木聡氏、前田重行氏、村瀬智之氏及び吉村潤氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者に該当することとなります。

4. 一色俊宏氏、庵栄治氏、久保田政一氏、高倉透氏、平田公一氏、藤城豪二氏、二木聡氏、前田重行氏、村瀬智之氏及び吉村潤氏は、利用者たる株主を代表する立場又は当社と直接かつ重要な利害関係を有しない独立した立場から、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督の実効性強化に十分な役割を果たしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものです。

5. 取締役候補者庵栄治氏、久保田政一氏、平田公一氏、藤城豪二氏、二木聡氏、前田重行氏及び村瀬智之氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、責任限定契約を継続する予定です。また、取締役候補者一色俊宏氏、高倉透氏及び吉村潤氏の選任が承認された場合、当社との間で責任限定契約を締結する予定です。

責任限定契約の概要は、次のとおりです。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、法令が規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する。

以 上

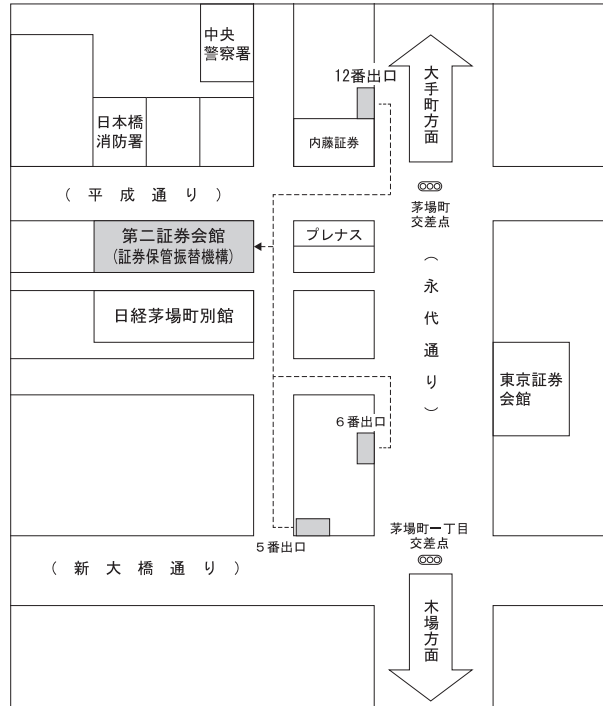
<メモ欄>

第18回定時株主総会会場御案内略図

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

第二証券会館2階（当社会議室）

電話 03-3661-0161（代表）



●地下鉄 東西線・日比谷線 茅場町駅

5番・6番・12番出口より徒歩2分

なお、株主総会当日は、駐車場を御用意しておりませんので、あらかじめ御了承ください。

(第18回定時株主総会招集御通知添付書類)

第 1 8 期 報 告 書

事業年度
(第18期)

自 2018年 4月 1日
至 2019年 3月 31日

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
会計監査人の監査報告書 謄本
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
監査委員会の監査報告書 謄本

株式会社 証券保管振替機構

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

I. 当社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、米中貿易協議の動向や英国の欧州連合離脱を巡る問題などにより先行きは不透明であるものの、雇用・所得環境の改善、政府の経済政策や日銀の金融緩和の継続を背景に緩やかな回復基調が続いています。

このような状況のもと、当社は、我が国の金融・資本市場を支える決済インフラの担い手としての責任を果たし、高い信頼性、利便性及び効率性を備えた決済インフラを提供すべく、業務の運営を推進してまいりました。

この結果、当事業年度における業績は、営業収益が23,629,610千円と前事業年度比543,931千円(2.4%)の増収となりました。また、販売費及び一般管理費は、12,291,804千円と前事業年度比2,226,489千円(15.3%)の減少となり、営業利益は、11,337,805千円と前事業年度比2,770,420千円(32.3%)の増益、経常利益は、11,619,475千円と前事業年度比2,837,354千円(32.3%)の増益、当期純利益は、8,111,583千円と前事業年度比2,009,311千円(32.9%)の増益となりました。

業務別の運営状況及び収益状況は次のとおりです。

(1) 株式等振替制度の運営状況

株式等振替制度につきましては、株式等の決済期間の短縮化(T+2化)の円滑な実施に向け、市場参加者における事務の確認・習熟を目的とした総合運転試験を2018年12月から実施する等、市場の整備・活性化に向けた取組みを行っています。

当事業年度末における業務の状況は、次のとおりとなりました。

項 目	前事業年度末	当事業年度末	(前事業年度末比)
取扱銘柄数	4,118銘柄	4,219銘柄	(101銘柄増)
新規記録、抹消、振替等利用件数	1億2,328万件	1億2,278万件	(50万件減)
口座残高	※以下の(取扱有価証券毎の口座残高の状況)を参照		
口座管理機関による加入者口座情報の登録件数	2,952万件	3,071万件	(119万件増)
株主等通知用データ(加入者口座情報の名寄せ結果)の件数	1,965万件	2,037万件	(72万件増)

(取扱有価証券毎の口座残高の状況)

取扱有価証券	前事業年度末	当事業年度末	(前事業年度末比)
株式	3,512億株	3,378億株	(134億株減)
新株予約権付社債	3,212億円	3,070億円	(141億円減)
不動産投資信託(REIT)	7,344万口	8,285万口	(941万口増)
協同組織金融機関の優先出資	70万口	70万口	(増減なし)
上場投資信託受益権(ETF)	108億口	135億口	(27億口増)
受益証券発行信託の受益権(JDR等)	7,325万口	5,588万口	(1,736万口減)

(注) 当事業年度における新株予約権の取扱銘柄数は122銘柄(前事業年度比44銘柄増)

この結果、株式等振替業務に係る収益は、17,176,508千円と前事業年度比203,714千円(1.2%)の増収となりました。

(2) 短期社債振替制度の運営状況

短期社債振替制度につきましては、日本銀行において短期社債及び一般債の買入れをDVP化することに伴い、2018年5月に「社債等に関する業務規程」の一部改正等を実施しました。当事業年度末における業務の状況は、次のとおりとなりました。

項目	前事業年度末	当事業年度末	(前事業年度末比)
取扱銘柄数	3,415銘柄	3,319銘柄	(96銘柄減)
引受、償還、振替等利用件数	116千件	114千件	(2千件減)
口座残高	13兆6,009億円	15兆5,294億円	(1兆9,285億円増)

この結果、短期社債振替業務に係る収益は、494,453千円と前事業年度比53,619千円(12.2%)の増収となりました。

(3) 一般債振替制度の運営状況

一般債振替制度につきましては、当事業年度末における業務の状況は、次のとおりとなりました。

項目	前事業年度末	当事業年度末	(前事業年度末比)
取扱銘柄数	63,087銘柄	68,826銘柄	(5,739銘柄増)
引受、償還、振替等利用件数	342千件	344千件	(1千件増)
口座残高	256兆9,446億円	261兆8,633億円	(4兆9,187億円増)

この結果、一般債振替業務に係る収益は、1,369,257千円と前事業年度比52,371千円(4.0%)の増収となりました。

(4) 投資信託振替制度の運営状況

投資信託振替制度につきましては、当事業年度末における業務の状況は、次のとおりとなりました。

項 目	前事業年度末	当事業年度末	(前事業年度末比)
取扱銘柄数	11,611銘柄	12,270銘柄	(659銘柄増)
新規記録、抹消、振替等利用件数	717万件	727万件	(9万件増)
口座残高(元本ベース)	181兆9,194億円	182兆49億円	(855億円増)

この結果、投資信託振替業務に係る収益は、1,600,176千円と前事業年度比71,521千円(4.7%)の増収となりました。

(5) 決済照合システムの運営状況

決済照合システムにつきましては、国債決済期間短縮化(T+1化)に伴う利用者の増加等により、当事業年度末におけるシステム利用者数は、687社(前事業年度末比14社増)となりました。

また、国債決済期間短縮化(T+1化)に向けての対応については、総合運転試験を経て、予定通り2018年5月1日に決済期間短縮化を実現し、安定的に稼働しています。

なお、通信手順等の国際標準化の施策として導入したISO20022への移行については、2018年末の移行期限までにすべての利用者の移行が完了しました。

この結果、決済照合業務に係る収益は、2,391,462千円と前事業年度比150,103千円(6.7%)の増収となりました。

(6) 外国株券等保管振替決済制度の運営状況

外国株券等保管振替決済制度につきましては、当事業年度末における業務の状況は、次のとおりとなりました。

項 目	前事業年度末	当事業年度末	(前事業年度末比)
取扱銘柄数	31銘柄	30銘柄	(1銘柄減)
預託、交付、振替利用件数	9万件	10万件	(1万件増)
口座残高	2億2,194万株	2億1,885万株	(309万株減)

この結果、外国株券等保管振替決済業務に係る収益は、232,750千円と前事業年度比64,600千円(38.4%)の増収となりました。

(7) その他業務

その他業務に係る収益につきましては、365,000千円と前事業年度比52,000千円(12.5%)の減収となりました。

2. 設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資の総額は12,469,327千円です。

3. 資金調達の状況

当社は、取引銀行3行との間で、機動的な資金調達を行うため当座貸越契約（総額70億円）を締結しています。

なお、当事業年度末における借入金の実行残高はありません。

4. 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

6. 財産及び損益の状況の推移

項 目	第 15 期 (2016年3月期)	第 16 期 (2017年3月期)	第 17 期 (2018年3月期)	第 18 期 (2019年3月期)
営 業 収 益 (千円)	20,391,551	21,981,699	23,085,679	23,629,610
営 業 利 益 (千円)	3,822,613	6,336,323	8,567,385	11,337,805
経 常 利 益 (千円)	3,871,846	6,633,621	8,782,120	11,619,475
当 期 純 利 益 (千円)	2,935,233	4,648,571	6,102,272	8,111,583
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	345,321.64	546,890.73	717,914.45	954,303.99
総 資 産 (千円)	31,549,060	35,552,799	42,144,669	49,991,573
純 資 産 (千円)	27,411,643	31,550,214	37,142,487	44,744,071

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しています。

7. 対処すべき課題

(1) 業務・サービスに係る生産性・品質の向上

① 全社横断的な業務の効率化・品質向上

全社横断的に業務を統合・再編するなど業務全般の効率化・品質向上を実現し、高品質なシステムを低価格で迅速に構築・運用することが可能な全社的体制を整備し、定着させます。

② 資本市場の環境・構造変化への迅速かつ柔軟な対応

資本市場の環境・構造変化を継続的に把握し、迅速かつ柔軟に対応していきます。特に、決済期間の短縮化や会社法制の見直し（※）への対応など、金融・資本市場の整備・活性化等に関する各種取組みの実現に向けて、引き続き貢献していきます。

（※） 2019年2月14日開催の法制審議会総会において、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」が採択され、株主総会資料の電子提供制度の創設及びこれに伴う株主から発行会社への書面交付請求の導入が答申されている。

③ 利用コストの引下げに向けた運営コストの引下げ

利用コストの引下げに向けて、業務・システムの全体最適化を通じて運営コストの一層の引下げを図ります。

(2) システムの強化

① システム構成の最適化

JASDEC2020プロジェクト（※）を通じて、マスタ管理の一元化やシステム基盤の共通化・標準化を進めるほか、各振替業務に係る機能・データの標準化を見据えた対応を行うなど、振替制度単位で個別最適となっているシステムの全体最適化を進めます。

（※） 2020年までに実施する予定の当社の振替システム等のリプレースにあわせて、業務・システム両面の全体最適化を推進するプロジェクト

② リスク対応の一層の高度化

国内外の規制、市場全体の取組み等を踏まえ、安全性・信頼性の高いシステムを構築するとともに災害耐性の高いビルへの本社移転準備を進めるなど、サイバーセキュリティや大規模災害への対応を高度化します。

(3) 経営基盤の強化

① 人材の強化

継続的に生産性向上を実現する企業風土の醸成に向けて、全社的な「働き方改革」を推進し、人材の強化を図ります。

② 財務基盤の強化

財務基盤の更なる充実を図るため、引き続き資本を増強していきます。

8. 主要な事業内容

当社の主な事業内容は、次のとおりです。

- (1) 株式等振替業務
- (2) 短期社債振替業務
- (3) 一般債振替業務
- (4) 投資信託振替業務
- (5) 決済照合業務
- (6) 外国株券等保管振替決済業務
- (7) その他業務

9. 主要な事業所及び従業員の状況

(1) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区
大 阪 事 務 所	大 阪 府 大 阪 市 北 区

(2) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
221名	9名減	40.5歳	9.65年

- (注) 1. 従業員数には、他社から当社への出向者(31名)及び嘱託社員(3名)が含まれています。
2. 当社から株式会社ほふりクリアリングへ出向している従業員(7名)は含まれていません。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ほふりクリアリング	千円 1,000,000	% 100.00	金融商品債務引受業等

11. 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

12. 前各号に掲げるもののほか、当社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 20,000株
2. 発行済株式総数 8,500株
3. 株主数 120名
4. 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 日 本 取 引 所 グ ル ー プ	2,096	24.65
日 本 証 券 業 協 会	1,067	12.55
野 村 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	485	5.70
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	425	5.00
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	425	5.00
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	424	4.98
大 和 証 券 株 式 会 社	360	4.23
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	340	4.00
シ テ ィ グ ル ー プ 証 券 株 式 会 社	321	3.77
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	320	3.76

III. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び執行役の状況（2019年3月31日現在）

(1) 取締役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役兼 代表執行 役員	加 藤 治 彦	指名委員 (委員長)	株式会社ほふりクリアリング代表取締役社長 キヤノン株式会社社外取締役
取締役兼 常務執行 役員	河 野 秀 喜		株式会社ほふりクリアリング常務取締役
取 締 役	野 崎 昌 利	監査委員 (常勤) (委員長)	株式会社ほふりクリアリング監査役
取 締 役	庵 栄 治	報酬委員	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 三菱UFJ信託銀行株式会社専務執行役員 日本マスタートラスト信託銀行株式会社取締役
取 締 役	小 野 直 樹		株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務 執行役員 株式会社三井住友銀行専務執行役員
取 締 役	久保田 政 一	報酬委員 (委員長)	一般社団法人日本経済団体連合会事務総長
取 締 役	高 山 寧	報酬委員	野村證券株式会社執行役員 野村ホールディングス株式会社執行役員
取 締 役	土 屋 正 裕	監査委員	三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 執行役員
取 締 役	平 田 公 一	指名委員	日本証券業協会専務執行役
取 締 役	藤 城 豪 二		株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役 常務 株式会社みずほ銀行常務執行役員 資産管理サービス信託銀行株式会社取締役
取 締 役	二 木 聡	指名委員	株式会社日本取引所グループ執行役 株式会社日本証券クリアリング機構取締役 (非 常勤)
取 締 役	前 田 重 行	監査委員	弁護士 株式会社東京金融取引所社外監査役
取 締 役	村 瀬 智 之		株式会社大和証券グループ本社執行役員 大和証券株式会社執行役員

(注) 1. 取締役のうち、野崎昌利、庵栄治、小野直樹、久保田政一、高山寧、土屋正裕、平田公一、藤城豪二、二木聡、前田重行及び村瀬智之は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

2. 取締役庵栄治、小野直樹及び藤城豪二は、2018年6月18日開催の定時株主総会において新たに選任され、同日付で就任しました。

- 取締役大島眞彦、亀澤宏規及び谷口真司は、2018年6月18日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
- 責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。
当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約（会社法第427条）を締結しています。その内容は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったときは、法令が規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものです。
- 当社は、監査委員会の職務を補助するものとして監査委員会室を設置し、監査職務が円滑に行われることを確保するとともに、監査機能を一層強化するために、常勤の監査委員を選定しています。
- 当社の主要取引先等特定関係事業者との関係において、記載すべき事項はありません。

(2) 執行役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役兼 代表執行役社長	加藤 治彦		前「(1) 取締役」参照
取締役兼 常務執行役	河野 秀喜	管理部門 CRO (リスク 管理統括責任者)	前「(1) 取締役」参照
常務執行役	長谷川 光洋	業務部門	株式会社ほふりクリアリング常務取締役
常務執行役	神崎 康史	企画部門	株式会社ほふりクリアリング常務取締役
執行役	坂本 忍	システム部門 CIO (システム 統括責任者)	

(注) 代表執行役社長加藤治彦は、定款第31条第1項の規定に基づき当事業年度の末日をもって任期満了により執行役を退任しました。また、2019年4月1日付で中村明雄が代表執行役社長に就任しました。

2. 取締役及び執行役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (内 社 外 取 締 役)	14名 (14名)	72,661千円 (72,661千円)
執 行 役	5名	156,600千円
合 計	19名	229,261千円

- (注) 1. 取締役と執行役の兼務者については、取締役としての報酬は支払っておりません。なお、当該兼務者については、上表では執行役の欄に支給人員と支給額を記載しています。
2. 支給額には、2019年5月24日開催の報酬委員会において決議された役員賞与の額27,000千円を含んでいます。
3. 当社の取締役及び執行役の報酬は、経営状況及び前事業年度の支給実績を勘案しつつ、当社の経営陣としての人材を確保することができる報酬内容とし、報酬委員会で決定します。

3. 社外役員に関する事項

(当事業年度における主な活動状況)

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	野 崎 昌 利	当事業年度開催の取締役会及び監査委員会の全てに出席。主に法務分野の専門的見地から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献しています。
取 締 役	庵 栄 治	取締役就任以降に開催された当事業年度の取締役会及び報酬委員会の全てに出席。主に利用者たる株主である金融機関の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献しています。
取 締 役	小 野 直 樹	取締役就任以降に開催された当事業年度の取締役会の全てに出席。主に利用者たる株主である金融機関の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献しています。
取 締 役	久 保 田 政 一	当事業年度開催の取締役会の7割及び報酬委員会の全てに出席。主に経済界及び経済団体の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献しています。
取 締 役	高 山 寧	当事業年度開催の取締役会及び報酬委員会の全てに出席。主に利用者たる株主である証券会社の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献しています。
取 締 役	土 屋 正 裕	当事業年度開催の取締役会の8割及び監査委員会の8割に出席。主に利用者たる株主である金融機関の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献しています。
取 締 役	平 田 公 一	当事業年度開催の取締役会の8割及び指名委員会の8割に出席。主に証券会社の業界団体の役員の立場から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献しています。
取 締 役	藤 城 豪 二	取締役就任以降に開催された当事業年度の取締役会の8割に出席。主に利用者たる株主である金融機関の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献しています。
取 締 役	二 木 聡	当事業年度開催の取締役会及び指名委員会の全てに出席。主に金融商品取引所の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献しています。
取 締 役	前 田 重 行	当事業年度開催の取締役会及び監査委員会の全てに出席。主に学識経験者の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献しています。
取 締 役	村 瀬 智 之	当事業年度開催の取締役会の全てに出席。主に利用者たる株主である証券会社の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献しています。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

16,500千円

(注) 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、これらは相当であると判断したことから、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- (1) 監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合、会計監査人の解任を検討し、解任が相当であると認めるときは、会計監査人を解任します。
- (2) 監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合又はより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とします。

VI. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及び運用状況の概要

当社が「業務の適正を確保するための体制」（いわゆる内部統制システム）の基本方針として取締役会にて決議した内容（2016年11月25日改訂）及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

項 目	基本方針の決議の内容及び運用状況の概要
<p>1. コンプライアンス体制 (当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>① 当社は、取締役会が定める企業理念及び経営基本方針並びに執行役社長が定めるコンプライアンス基本方針をもって、当社の執行役員及び社員並びに当社子会社の取締役及び社員（以下「当社グループの役職員」という。）が法令、当社グループの定款及び社内諸規程並びに社会規範を遵守するための行動規範とする。</p> <p>② 執行役社長は、適宜適切に社内諸規程の制定、見直しを行い、法令等遵守に係る社内体制を整備する。</p> <p>③ 当社は、当社ウェブサイト等を通じて当社グループの業務遂行状況等のディスクロージャーを積極的に行い、事業運営の透明性確保に努める。</p> <p>④ 執行役社長は、当社グループの役職員が法令等遵守上疑義のある行為等について社内及び社外の窓口に直接情報提供できる手段（以下「コンプライアンス・ホットライン」という。）を設け、その適切な運用を図る。</p> <p>⑤ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で臨み、当社グループ全体で組織的に対応する。</p> <p>⑥ 当社は、監査委員会が選定した監査委員会の委員が当社子会社の監査役を兼務するなどにより、当社グループ全体の業務遂行状況を監査する体制を整備する。</p> <p>⑦ 執行役社長は、自らが直轄する内部監査室を置くなどにより、当社グループ全体の内部監査を実施する体制を整備する。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>○ 当事業年度において、当社は、コンプライアンスの理解と実践を促す取り組みを実施したほか、コンプライアンス審査を行うことなどにより、適切な諸規程の整備に適宜取り組みました。また、FMI原則に基づく情報開示の公表を行い、ディスクロージャーの充実を図りました。また、コンプライアンス・ホットラインについて、コンプライアンス規則に基づく運用を行ったほか、反社会的勢力を排除するための仕組みの下で、業務運営を実施しました。</p> <p>○ 監査委員会においては、常勤の監査委員が当社子会社である株式会社ほふりクリアリングの監査役に就任することなどにより、当社グループ全体の業務遂行状況を監査する体制を整備し、監査委員会監査及び子会社の監査役監査を行ったほか、執行役社長直轄の内部監査室において、内部監査要員が必要に応じてグループ内兼務を行うことなどにより、引き続き当社グループ全体の内部監査を実施する体制を維持し、2018年度内部監査計画に基づき、当社グループ全体の内部監査を実施しました。</p>

項目	基本方針の決議の内容及び運用状況の概要
<p>2. 情報の保存・管理体制 (当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、執行役の職務の執行に係る情報について、当社グループの役職員が法令、定款及び社内諸規程に従うとともに、特に、個人情報保護を含む情報セキュリティを確保するように配慮し、適切に保存及び管理を行うことを確保する。 <p>【運用状況の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当事業年度において、当社は、執行役会規則に基づき、執行役会議事録など執行役の職務の執行に係る情報の保存等を適切に行いました。 ○ クラウドサービスの利用環境を含む外部委託に関する情報セキュリティ対策の向上や欧州一般データ保護規則の施行などの外部の動向を踏まえ、個人情報保護を含む情報セキュリティ関連規則の見直しを実施しました。 ○ 当事業年度において、外国株券等保管振替決済制度にて個人情報の漏洩が2回発生しました。当社では、速やかに漏洩の影響拡大を防ぐとともに、金融庁や個人情報保護委員会等が定める規則等に従い、監督官庁への報告、事実関係及び再発防止策の公表、本人への通知等の必要な対応を実施しました。また、本事案の発生を踏まえて、個人情報保護に関する法制度やその重要性について、改めてグループの全社員に周知するとともに、情報漏洩インシデントが発生した際の手順を再整備しました。 ○ サイバーセキュリティの確保が社会的に求められていることを踏まえ、基幹システムのインターフェース及び社内LANシステムのプラットフォームについて、セキュリティ診断を実施し、当社グループの全社員を対象に標的型攻撃メールを受信した場合の対応訓練を実施しました。
<p>3. リスク管理体制 (当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当社は、当社グループの役職員の職務の遂行等におけるリスク管理に関する基本的事項について、リスク管理基本方針を定めるとともに、定期的(年1回以上)又は臨時に、その有効性、妥当性等を検証し、必要と判断した場合には見直しを行うことにより、当社グループにおけるリスク管理体制の整備を推進する。 ② 当社は、委員の過半数を当社グループの業務を執行しない者で構成するリスク委員会を置き、取締役会に対して、当社グループに関するリスク全般について助言を行わせる。 ③ 当社は、当社グループにおけるリスク管理を統括する者としてチーフ・リスク・オフィサー(リスク管理統括責任者のことをいい、以下「CRO」という。)を置く。 ④ 当社は、CROを議長とし、当社グループの役職員が出席する統合リスク管理会議を設置し、定期的又は臨時に開催する。 ⑤ 統合リスク管理会議は、定期的又は臨時に、当社グループにおけるリスク管理状況を取締役会に報告する。 ⑥ CROは、定期的又は臨時に、当社グループにおけるリスク管理状況をリスク委員会に報告する。

項目	基本方針の決議の内容及び運用状況の概要
	<p>【運用状況の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当事業年度において、当社は、リスク管理基本方針に基づき、取締役会にて選任されたCROの下、統合リスク管理会議を中心として、当社グループにおけるリスク管理体制の整備を推進しました。 ○ 取締役会の助言機関であるリスク委員会にて、当社グループに関するリスク全般について協議を行い、その協議結果について取締役会に対し助言を行いました。
<p>4. 効率的な職務執行体制 (当社の執行役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当社は、取締役会が決議すべき事項として定めた事項を除き、当社の業務執行の決定を執行役社長に委任する。 ② 執行役社長は、業務分掌及び職務権限に関する社内規程を定め、分業体制による業務執行の専門化・高度化を図るとともに、重要度に応じて職務権限を委任できるとし、意思決定手続の機動性向上を図る。また、当社は、当社子会社が当社に準じて意思決定手続の機動性を向上させるように努める。 ③ 当社は、執行役の全員で構成する執行役会を置き、当社グループの業務執行に関する重要事項について協議を行う。 ④ 当社は、当社グループ全体の中期経営計画並びに中期経営計画を具体化するための年度事業計画及び予算を策定する。 ⑤ 執行役社長は、中期経営計画、年度事業計画・予算の円滑な遂行に資するよう、当社グループ全体の経営資源を適切に配分し、情報を共有するなどにより、効率的な体制確保に努める。 ⑥ 執行役社長は、当社の業務執行における重要事項及び収支状況等について、定期的（3か月に1回以上）又は臨時に、取締役会に報告する。 ⑦ 当社は、定款に基づき、執行役の諮問に応じて業務運営に関する事項の検討を行う諮問委員会を置き、利用者本位の業務運営が行われることを確保する。また、当社は、当社子会社が当社に準じて利用者本位の業務運営を行うように努める。 <p>【運用状況の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当事業年度において、当社は、執行役会を適宜開催し、重要事項の協議・決定を行うとともに、諮問委員会において必要に応じた審議等を行い、利害関係者の意見を反映した業務運営を行いました。 ○ 執行役会での協議等を経て、執行役社長による業務執行の決定を行うことなどにより、業務運営にあたりとともに、取締役会に対して各執行役を代表し、執行役社長による業務執行状況の報告を適宜行いました。 ○ 当社は、2019年3月22日開催の取締役会にて、2017年度から2021年度を対象に固定方式で策定した中期経営計画について、計画の骨格を維持することを決定しました。また、併せて2019年度事業計画・予算を決定しました。

項目	基本方針の決議の内容及び運用状況の概要
<p>5. グループ管理体制 (当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)</p>	<p>【基本方針の決議の内容】 ○ 当社は、当社子会社の取締役会における決議事項及び報告事項その他当社子会社の業務執行における重要事項及び収支状況等について、適宜、当社子会社からの報告を受けることにより、当社子会社の状況を把握する。</p> <p>【運用状況の概要】 ○ 当事業年度において、当社は、執行役による取締役会に対する業務執行状況報告の一環として、当社子会社の株式会社ほふりクリアリングの業務執行における重要事項等についても取締役会に報告を行うとともに、四半期ごとに当社グループの連結財務情報について取締役会に報告を行いました。また、当社の執行役及び常勤の監査委員は、子会社である株式会社ほふりクリアリングの常勤取締役及び常勤監査役を兼任し、当社グループ全体としての経営の一体性と監査の実効性を確保するとともに、監査職務補助者、内部監査室及び管理部門においてグループ内兼務を行うことなどにより経営管理の一体性を確保しました。</p>
<p>監査委員会監査体制</p> <p>6. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項</p> <p>7. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項及び当社の監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>8. 当社の監査委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>① 当社は、監査委員会の職務を補助すべき事務局として、監査委員会室を置くことにより、監査職務が円滑に行われることを確保する。</p> <p>② 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の指揮命令に服する。</p> <p>① 当社は、監査委員会室に所属する社員の異動及び考課等について、担当する執行役が監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員会の委員に事前に報告を行い、監査委員会室に所属する社員の執行役からの独立性を確保する。</p> <p>② 当社は、監査委員会室に所属する社員のうち、業務の執行に係る役職を兼務しない専任の者を置く。</p> <p>① 執行役は、取締役会その他監査委員会が選定した監査委員会の委員の出席する社内の重要な会議において、業務執行状況等を報告する。</p> <p>② 当社は、当社の取締役（監査委員会の委員である取締役を除く。）、当社子会社の監査役及び当社グループの役職員が当社グループに著しい損害が生ずるおそれがある事項を発見したときに直ちに監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員会の委員に報告する体制を確保する。</p> <p>③ 当社は、監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員会の委員が必要と判断する場合に当社の取締役（監査委員会の委員である取締役を除く。）、当社子会社の監査役及び当社グループの役職員がその求めに応じ、随時、報告を行う体制を確保する。</p> <p>④ 執行役社長は、コンプライアンス・ホットラインの適切な運用を維持することにより、当社グループにおける法令違反その他の法令等遵守上の問題についての監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員会の委員への適切な報告体制を確保する。</p> <p>⑤ 当社は、前各号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。</p>

項目	基本方針の決議の内容及び運用状況の概要
<p>9. 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p>10. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p>	<p>○ 当社は、監査委員会の委員の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について、会社法に基づき適切に行う。</p> <p>① 監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員会の委員は、執行役社長との意見交換会を定期的又は臨時に開催する。</p> <p>② 監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員会の委員は、適宜、会計監査人と意見交換を行い、連携を図る。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>○ 当事業年度において、監査委員会室は監査委員会の職務を補助する社員に関する規則に基づき、監査委員会の指揮命令の下、監査委員会の職務の補助を行いました。</p> <p>○ 当社は、監査委員会への報告等に関する規則に基づき、監査委員による執行役会出席やりん議閲覧、重要事項等の監査委員会等への報告、監査職務執行費用の処理、執行役社長との意見交換などについて適切な運用を行いました。</p>

VII. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めていません。

VIII. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、内部留保による資本の充実を図りつつ、安定的かつ継続的に配当を実施することを基本方針としています。

なお、2019年3月31日を基準日とする配当金（期末配当）につきましては、2019年5月24日開催の取締役会において決議され、1株当たり6万円をお支払いすることといたしました（剰余金の配当が効力を生じる日：2019年6月3日）。

(御参考) 当社グループの状況

(1) 一般振替DVP制度の運営状況

一般振替DVP制度につきましては、当社の連結子会社である株式会社ほふりクリアリングがその運営を行っており、当事業年度末におけるDVP参加者は50社（前事業年度末比2社減）、当事業年度のDVP振替件数は3,454万件（前事業年度比255万件増）となりました。

この結果、一般振替DVP業務に係る収益は、1,051,187千円と前事業年度比69,825千円（7.1%）の増収となりました。

(2) 株式会社ほふりクリアリングの資金調達の状況

株式会社ほふりクリアリングにおいては、一般振替DVP制度を円滑に運用するために、DVP参加者が資金決済不履行を発生させた場合に、当日の資金決済を完了させる流動性資金の一部として、流動性供給銀行1行が破綻した場合であっても必要な資金流動性を確保できるよう、取引銀行4行との間にコミットメントライン契約（総額600億円）を締結しています。

なお、当事業年度末における借入金の実行残高はありません。

(3) 当社グループの財産及び損益の状況の推移

項 目	第 15 期 (2016年3月期)	第 16 期 (2017年3月期)	第 17 期 (2018年3月期)	第 18 期 (2019年3月期)
営 業 収 益 (千円)	20,945,566	22,448,099	23,648,891	24,314,639
営 業 利 益 (千円)	4,230,263	6,631,987	8,950,976	11,845,951
経 常 利 益 (千円)	4,413,208	6,602,405	8,937,525	11,820,122
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	2,953,737	4,547,924	6,161,210	8,183,686
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	347,498.51	535,049.93	724,848.34	962,786.67
総 資 産 (千円)	70,711,104	88,261,561	90,369,522	118,184,043
純 資 産 (千円)	28,901,102	32,939,027	38,590,238	46,263,925

(本事業報告に記載の比率の表示については、表示単位未満の端数を四捨五入し（Ⅱ.4.の表中の持株比率を除きます。）、それ以外の数字については、表示単位未満の端数を切り捨てています。)

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,639,752	流動負債	4,121,224
現金及び預金	20,826,514	営業未払金	881,657
営業未収入金	3,480,297	未払金	190,662
前払費用	161,145	未払費用	58,478
未収消費税等	148,130	未払法人税等	2,360,988
その他	24,586	預り金	190,407
貸倒引当金	△922	前受収益	7,581
固定資産	25,351,820	賞与引当金	397,165
有形固定資産	1,787,796	役員賞与引当金	22,000
建物及び建物付属設備	416,074	その他	12,282
工具器具及び備品	1,371,721	固定負債	1,126,277
無形固定資産	21,343,441	退職給付引当金	879,254
ソフトウェア	4,810,936	資産除去債務	242,600
ソフトウェア仮勘定	16,515,715	その他	4,422
電話加入権	16,533	負債合計	5,247,501
電話施設利用権	255	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,220,582	株主資本	44,744,071
関係会社株式	620,000	資本金	4,250,000
長期前払費用	482,695	資本剰余金	4,250,000
繰延税金資産	653,718	資本準備金	4,250,000
長期差入保証金	461,466	利益剰余金	36,244,071
破産更生債権等	4,785	その他利益剰余金	36,244,071
その他	1,000	別途積立金	28,100,000
貸倒引当金	△3,083	繰越利益剰余金	8,144,071
資産合計	49,991,573	純資産合計	44,744,071
		負債及び純資産合計	49,991,573

(注) 金額の記載は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2018年 4月 1日)
(至 2019年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		23,629,610
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,291,804
営 業 利 益		11,337,805
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	217,030	
シ ス テ ム 関 連 収 入	26,191	
そ の 他	38,570	281,791
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12	
そ の 他	109	122
経 常 利 益		11,619,475
税 引 前 当 期 純 利 益		11,619,475
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,633,090	
法 人 税 等 調 整 額	△125,199	3,507,891
当 期 純 利 益		8,111,583

(注) 金額の記載は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	4,250,000	4,250,000	4,250,000
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	—	—	—
別 途 積 立 金 の 積 立	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	4,250,000	4,250,000	4,250,000

	株 主 資 本				純資産合計
	利 益 剰 余 金			株主資本合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	22,500,000	6,142,487	28,642,487	37,142,487	37,142,487
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	△510,000	△510,000	△510,000	△510,000
別 途 積 立 金 の 積 立	5,600,000	△5,600,000	—	—	—
当 期 純 利 益	—	8,111,583	8,111,583	8,111,583	8,111,583
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	5,600,000	2,001,583	7,601,583	7,601,583	7,601,583
当 期 末 残 高	28,100,000	8,144,071	36,244,071	44,744,071	44,744,071

(注) 金額の記載は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - ① 子会社株式
移動平均法による原価法

- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び建物付属設備	3～50年
工具器具及び備品	4～15年
 - (2) 無形固定資産
定額法によっております。
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（7年以内）に基づく定額法によっております。
 - (3) 長期前払費用
均等償却によっております。
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

- 3 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に充てるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を計上しております。

4 その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「税効果会計に係る会計基準の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産の減価償却累計額 4,229,407千円

2 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 69,440千円

短期金銭債務 86,302千円

3 当座貸越契約

当社は、機動的な資金調達を行うため、取引銀行3行との間で当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、以下のとおりであります。

当座貸越契約極度額の総額 7,000,000千円

借入実行残高 —

差引額 7,000,000千円

(損益計算書に関する注記)

1 関係会社との取引

営業収益 368,550千円

販売費及び一般管理費 124,014千円

営業外取引 238,166千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,500株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月25日 取締役会	普通株式	510,000	60,000	2018年3月31日	2018年6月4日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	510,000	60,000	2019年3月31日	2019年6月3日

(税効果会計に関する注記)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	125,205千円
賞与引当金	121,612千円
未払事業所税	3,760千円
未払社会保険料	17,906千円
退職給付引当金	269,227千円
減価償却超過額	74,035千円
資産除去債務	74,284千円
その他	10,094千円
繰延税金資産合計	696,125千円

繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	42,407千円
繰延税金負債合計	42,407千円

繰延税金資産の純額	653,718千円
-----------	-----------

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金に限定しております。

営業未収入金については、証券決済制度における取引参加者等の信用リスクに晒されていますが、当社の方針に基づき財務状況の継続的なモニタリング等を行っております。

営業未払金については、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	20,826,514	20,826,514	—
(2) 営業未収入金	3,480,297		
貸倒引当金(※1)	△922		
	3,479,374	3,479,374	—
(3) 営業未払金	(881,657)	(881,657)	—

(※1) 営業未収入金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金 (2) 営業未収入金 及び (3) 営業未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 関係会社株式(貸借対照表計上額620,000千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
子会社	㈱ほふりクリアリング	東京都中央区	1,000,000	金融商品債務引受業等	所有 直接100%	兼任 5名	計算事務 の受託	計算事務 の受託	365,000	営業未 収入金	60,372

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件ないし取引条件の決定方針等
一般取引条件及び市場価格等を勘案し、決定しております。

2 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
その他の 関係会社 の子会社	㈱日本証券クリアリング機構	東京都中央区	8,950,000	金融商品債務引受業等	—	兼任 1名	手数料 収入	手数料収入	2,225,933	営業未 収入金	196,692
	㈱東証システムサービス	東京都中央区	100,000	ソフトウェアの設計、 開発保守等	—	—	システム の開発・保 守	システム等 維持関連費 の支払	1,868,868	営業未 払金	264,876
								ソフトウェア の購入	729,291	未払金	3,852

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件ないし取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	5,264,008.37円
2	1株当たり当期純利益	954,303.99円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	93,439,585	流動負債	70,793,840
現金及び預金	23,000,276	営業未払金	913,145
営業未収入金	3,503,950	未払金	190,662
前払費用	162,510	未払消費税等	18,508
未収消費税等	148,130	未払法人税等	2,446,738
参加者基金特定資産	66,601,677	賞与引当金	416,656
その他	23,962	役員賞与引当金	22,000
貸倒引当金	△922	預り参加者基金	66,601,677
固定資産	24,744,457	その他	184,452
有形固定資産	1,788,020	固定負債	1,126,277
建物及び建物付属設備	416,074	退職給付に係る負債	879,254
工具器具及び備品	1,371,946	資産除去債務	242,600
無形固定資産	21,344,086	その他	4,422
ソフトウェア	4,811,508		
ソフトウェア仮勘定	16,515,715	負債合計	71,920,117
その他	16,862		
投資その他の資産	1,612,350	(純資産の部)	
長期前払費用	483,071	株主資本	46,263,925
繰延税金資産	665,110	資本金	4,250,000
長期差入保証金	461,466	資本剰余金	4,250,000
破産更生債権等	4,785	利益剰余金	37,763,925
その他	1,000		
貸倒引当金	△3,083	純資産合計	46,263,925
資産合計	118,184,043	負債及び純資産合計	118,184,043

(注) 金額の記載は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		24,314,639
販売費及び一般管理費		12,468,687
営業利益		11,845,951
営業外収益		
受取利息	0	
参加者基金信託運用益	536	
システム関連収入	26,191	
その他	17,434	44,162
営業外費用		
支払利息	12	
コミットメントフィー	59,999	
参加者基金信託運用報酬	9,868	
その他	109	69,991
経常利益		11,820,122
税金等調整前当期純利益		11,820,122
法人税、住民税及び事業税	3,763,665	
法人税等調整額	△127,229	3,636,435
当期純利益		8,183,686
親会社株主に帰属する当期純利益		8,183,686

(注) 金額の記載は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当 期 首 残 高	4,250,000	4,250,000	30,090,238	38,590,238	38,590,238
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△510,000	△510,000	△510,000
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	8,183,686	8,183,686	8,183,686
連結会計年度中の変動額合計	—	—	7,673,686	7,673,686	7,673,686
当 期 末 残 高	4,250,000	4,250,000	37,763,925	46,263,925	46,263,925

(注) 金額の記載は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	株式会社ほふりクリアリング

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び建物付属設備	3～50年
工具器具及び備品	4～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（7年以内）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(3) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に充てるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を計上しております。

② 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「税効果会計に係る会計基準の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産の減価償却累計額 4,229,794千円

2 一般振替DVP制度における決済の安全性確保に係る資産・負債等

当社の連結子会社である株式会社ほふりクリアリングは、一般振替DVP制度における決済の安全性を確保するため、同社の業務方法書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下同じ。）第156条の7第1項に掲げる業務方法書をいう。以下同じ。）に基づき、同社が行う金融商品債務引受業等の相手方となるための資格を同社が付与した者（以下「DVP参加者」という。）から、参加者基金及び担保指定証券の預託を受けております。

株式会社ほふりクリアリングは、DVP参加者から預託された参加者基金及び担保指定証券を、金融商品取引法第156条の11に規定する清算預託金として、金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成14年内閣府令第76号）第18条及び同社の業務方法書の規定に基づき、他の財産と区分して管理しております。

(1) 参加者基金特定資産及び預り参加者基金

一般振替DVP制度では、株式会社ほふりクリアリングがDVP参加者から清算対象取引に基づく債務を引き受けると同時に、当該DVP参加者が株式会社ほふりクリアリングによって引き受けられた債務と同一の内容の債務を新たに同社に対して負担することになります。

そこで、株式会社ほふりクリアリングでは、DVP参加者の債務の履行を確保するため、DVP参加者に、同社の業務方法書等により定めた所要額以上の額の参加者基金の預託を義務付けております（当連結会計年度末現在における参加者基金所要額の総額は15,000,000千円となっています。）。同社は、DVP参加者に一般振替DVP決済に係る参加者決済額支払債務の不履行が生じた場合には、この参加者基金を他のDVP参加者に対する同社の債務の履行のために使用するものとしています。

また、預託された参加者基金は、同社の業務方法書の規定に基づき、金銭信託として運用されています。

なお、その評価方法はその他有価証券に準じた処理（時価のないもの：原価法）によっております。

以上の諸点を踏まえ、当該参加者基金に係る資産・負債については、その目的を付した科目（資産については参加者基金特定資産、負債については預り参加者基金）により表示しております。

(2) 担保指定証券

一般振替DVP制度では、株式会社ほふりクリアリングに対する債務の履行を確保するため、DVP参加者が、同社が業務方法書等において指定する有価証券（以下「担保指定証券」という。）を、同社に預託できるものとしています。

株式会社ほふりクリアリングは、DVP参加者が同社に対する債務を履行しなかったときに、当該DVP参加者から預託された担保指定証券について、有価証券市場における売却その他同社が適当と認める方法による処分等を行うことができます。

なお、当連結会計年度末における担保指定証券残高に係る時価は25,938,761千円となっています。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 8,500株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月25日 取締役会	普通株式	510,000	60,000	2018年3月31日	2018年6月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	510,000	60,000	2019年3月31日	2019年6月3日

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定しております。

営業未収入金については、証券決済制度における取引参加者等の信用リスクに晒されていますが、当社グループの方針に基づき財務状況の継続的なモニタリング等を行っております。

参加者基金は、一般振替DVP制度における決済の安全性を確保するための資産及び負債であります。

営業未払金については、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	23,000,276	23,000,276	—
(2) 営業未収入金	3,503,950		
貸倒引当金(※1)	△922		
	3,503,027	3,503,027	—
(3) 参加者基金特定資産	66,601,677	66,601,677	—
(4) 営業未払金	(913,145)	(913,145)	—
(5) 預り参加者基金	(66,601,677)	(66,601,677)	—

(※1) 営業未収入金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金 (2) 営業未収入金 及び (4) 営業未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 参加者基金特定資産 (5) 預り参加者基金

一般振替DVP制度における決済の安全性を確保するための資産及び負債であり、時価は帳簿価額によっております。

(1株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	5,442,814.72円
2	1株当たり当期純利益	962,786.67円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年 5月22日

株式会社証券保管振替機構
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 芝田 雅也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山本 道之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社証券保管振替機構の2018年4月1日から2019年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

株式会社証券保管振替機構
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 芝田雅也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山本道之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社証券保管振替機構の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社証券保管振替機構及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第18期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

株式会社証券保管振替機構 監査委員会

監査委員（常勤）	野崎昌利	Ⓢ
監査委員	土屋正裕	Ⓢ
監査委員	前田重行	Ⓢ

(注) 監査委員は全員、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役です。

以上

〈メモ欄〉
